

# 平成28年度 第2回

## 焼津市国民健康保険運営協議会

### 会 議 録

日時 平成29年1月11日(水)

午後1時30分～午後2時25分

場所 会議室棟101号室

平成 28 年度第 2 回焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

1 次第

(1) 開会

(2) 内容

- ・ 諮問「平成 29 年度国民健康保険税の改正について」
- ・ 報告「平成 27 年度国民健康保険事業の決算状況について」  
「平成 29 年度以降の国民健康保険事業について」
- ・ その他  
「特定健診・特定保健指導の状況」ほか

(3) 閉会

2 出席委員

被保険者代表

志水和子、青木良夫、大石隆博、澁谷よし江

保険医又は保険薬剤師代表

渡辺寿彦、渡邊啓子

公益代表

関 宣之、小倉章広、岩谷壽夫

被用者保険等代表

白川和男、茂木克己

3 事務局出席者

池ヶ谷市民部長、藤田保険年金課長、成岡保険担当係長、萩山給付担当係長  
山梨納税促進課長、櫛田収納管理担当主幹、前川納税促進担当主幹  
田島収納対策課長  
(健康増進課) 村松成人保健担当係長、星野保健師

## 4 内容

事務局 藤田課長 皆さん、あけましておめでとうございます。  
まだお見えにならない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、会を開催させていただきます。  
ただいまから、平成 28 年度第 2 回焼津市国民健康保険運営協議会を開催いたします。  
最初に市民部長より御挨拶をさせていただきます。

(市民部長あいさつ)

事務局 藤田課長 ここで本日の出席者数を事務局より報告させていただきます。

事務局 本日の出席者数は、被保険者代表 4 人、保険医及び保険薬剤師代表 2 人、公益代表 3 人、被用者保険等代表 2 人、以上合計 11 人です。各区分ごとの委員数の過半数に達しておりますので、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第 6 条により成立していることを報告します。

事務局 藤田課長 ここからは、規則に基づきまして、関会長に議長をお願いしたいと思っておりますので、議事の方をよろしく申し上げます。  
なお、お送りした開催通知と本日の次第の内容が少し変更になっておりますことを、御了承ください。  
それでは関会長、よろしく申し上げます。

議長 こんにちは。しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、スムーズな議事進行になりますように御協力をお願いいたします。  
まず初めに、会議録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第 8 条の規定によりまして、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。  
会議録署名人は、志水和子委員、大石隆博委員、このお二人にお願いいたします。  
それでは議事に移りたいと思いますが、入る前に委員の皆様にご報告させていただきます。  
昨日、市長より当協議会に対し、お手元に配布してあります写しのとおり、「国民健康保険税の改正について」の諮問がございました。諮問書につきましては、私が代表して受け取らせていただきましたので、ここに報告させていただきます。  
それでは、次第に沿って進めます。

(1) 諮問事項でございます。「平成 29 年度国民健康保険税の改正について」事務局より説明をお願いします。

事務局 藤田課長 (資料により説明)

議長 ただいまの諮問事項の説明に対しまして、御意見等ございましたらお願いします。

(意見等なし)

議長 それでは意見が無いようですので、賛否をとりたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手総数)

議長 挙手総数であります。よって、改正すべきものとして、答申をさせていただきます。

答申書についてでございますが、昨年度、同様の改正が行われました。参考までに昨年度の答申書を配布しますので、御覧いただきたいと思います。

(昨年度の答申書の写しを配布)

議長 昨年度のものですが、ざっと読んでいただきまして、内容についての御意見をこれから伺いたいと思いますので、一読お願いしたいと思います。

事務局、(今回とりまとめる) 答申書は昨年度と変わるところはありますか。

事務局 藤田課長 昨年度は変更項目が 3 項目ございまして、それがすべて変更となっておりますが、今回は先ほど(資料を)御覧いただきましたように医療分(基礎分)と後期高齢者支援金分が改正の対象となりまして、介護分につきましては、そのまま据え置きという項目で、2 項目の金額が引上げられて、(合計) 4 万円変わります。

議長 それでは目を通していただいたと思いますので、何かこの件に関しまして、御意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは（意見が）無いようですので、金額を今回のものに修正いたしまして、その他の文言については、昨年度と同様の内容で答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局 藤田課長

議長、申し訳ありません。先ほど変更項目のみ御説明をさせていただきましたが、（答申書の写しの）一番下の部分、附帯意見として記載をさせていただいたものは、（昨年度）委員会の方でお話をさせていただきまして、そこで出された意見としています。

この項目は新たにこちらの委員会の方で付けることとなりますので、今回の改正には直接関係のないものとなります。

この部分も含めて御協議をお願いします。

議長

附帯意見を前回は付けました。

これは社会情勢がこういう情勢でしたので、附帯意見を付けたと私は記憶がございます。

この件につきましても、社会情勢は今も変わっておりませんので、この附帯意見をこのような形で付けたらどうかと、私なりの意見もがございますので、その辺も含んで、御審議をお願いしたいと思います。

（意見なし）

議長

よろしいでしょうか。

附帯意見もこういう形で付けるということにしたいと思います。

それでは答申書につきましても、前回の金額を直し、前回のとおり附帯意見を付けて答申するというように決定させていただきました。

次に報告事項に移らせていただきます。

「平成 27 年度国民健康保険事業の決算状況について」事務局の説明をお願いします。

事務局 藤田課長

（資料により説明）

議長

ただいま 27 年度の決算状況についての報告がありました。

この件に関しまして、御意見御質問ありましたらお願いいたします。

茂木委員

医療費の適正化という意味では、私ども健康保険組合ですが、ジェネリック医薬品の使用に力を入れてまして、加入者の方の 2 割とか 3 割、そのくらいの差額通知を出しています。

それに対しまして、拝見させていただきますと、平成 27 年度と  
いいますか、27 年 10 月と 3 月合わせて 794 件で、全世帯が 22,000  
くらいあるわけですから、比率として少ないのかなと、もしくはほ  
とんどの方が切り替えているから、(差額通知を) やる必要がない  
よということなのか、この辺の状況を御説明いただけますでしょ  
うか。

事務局

焼津市の差額通知の発送の対象者ですが、これは社会保険の方  
も同じかと思いますが、生活習慣病に関するもの、35 歳以上の被  
保険者、一薬品当たり 200 円以上の差額がありまして、なおかつ  
一被保険者 500 円以上の差額がある方に送っています。

以前はもう少し金額が小さい方にも送っていましたが、自分が  
受け取った時に 100 円、200 円の差額があって、替えようという  
意識が出るかどうかと思ったときに、せめて 500 円以上差があれば  
どうだろうということで変更させていただいております。

実際、世帯数に比べますと確かに少ないかと思いますが、条件に  
合わせますとこのような結果になりますので、御理解いただきたい  
と思います。

茂木委員

要するに効果の認められる方には、十分ジェネリックを使って  
いただいているという認識でよろしいでしょうか。

事務局

焼津市の場合 60%強、ジェネリック薬品を使っています  
が、通知を発送している方も 20%弱切り替えをしていただい  
ています。

医師の判断もありますし、本人もジェネリックに対して不安や  
替えたくないという方もいらっしゃいます。

強制することなく、もし替えたならこれくらいの差額があると、柔  
らかな形で出させていただきます。

国の目標には届きませんが、少しずつ上がっていくと思ってい  
ます。

茂木委員

国の目標の 8 割はずいぶん高い値だと私どもは、思っております。

議長

ほかにどうでしょうか。

事務局 藤田課長

ただいまのうちの方の説明に付け足しをさせていただきます。

30 年度以降に国保制度の改革がされる方向をにらみまして、委  
員がおっしゃるようにジェネリックにつきましても、重点項目に  
ありますので、今後指導の仕方も変わってくる気がします。

この対応についても、もう少し真摯な形に変わってくるかと思いますが、今後の状況かなという認識でいます。

議長 ジェネリックにつきましては、医療費の抑制ということがありますから、使えるものは大いに使っていただきたいと思っていますので、そのPRも併せてお願いしたいと思っています。  
ほかにいかがでしょうか。

小倉委員 (資料の)別紙1のところに限度額の状況が市町村ごとに載っていますが、市町村によっては、財政状態というのは例えば人口の増減とかでも影響があるかと思いますが、基本的には限度額というのは、同じ金額で、横並びで決められるようなことになっているのか、それとも、場合によっては、市独自で財政状態によっては、単独で今年度はこのように上げるということがあるのでしょうか。

議長 法だとかそういったような改正ですね、説明をお願いします。

事務局 藤田課長 ただいまの限度額でございますが、法改正につきましては、国保税の上限になっていまして、そこまでいきなさいという規定になっていません。  
その市町で判断して、やっていけるとなると(表の)下の伊豆の国市や松崎町のように低めに抑えている、最初から上げるところは28年度から適用する、11市町のような状況にある。  
焼津市の場合は、先ほど御説明させていただいたように、加入者にメリットがあるものは先にやる、賦課をかけるものについては、一旦年度を遅らせて、(法に)合わせようという形でやっているということです。

議長 ほかにいかがでしょうか。  
無ければ報告事項の1は以上とさせていただきます。  
続いて、「平成29年度以降の国民健康保険事業について」説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 藤田課長 (資料により説明)

議長 ただいま事務局からも、平成30年度から国民健康保険事業の運営主体が県に移ると、その準備を29年度にこれだけやろうとすると1年間大変かと思いますが、今説明がございました。  
これにつきまして、御意見御質問がありましたら、お願いします。

茂木委員

決まったことなのかどうかわかりませんが、賦課方式の統一というところで、資産割を廃止となっています。

年齢構成別の医療費を考えますと、高齢者はどんどん医療費がかかります。

高齢者の方って、資産を持っているけれど、所得は少ない。

受益者負担という観点からいくと資産割はむしろ強化しないといけない部分かと思うのですが、廃止するというのは県の方針として決まっているということなののでしょうか。

事務局 藤田課長

ただいまの点につきましては、今県の方針として3方式を目指すと決まっています。

東京や神奈川といった大きな市町になりますと、国保に入っている方の中で資産を持っている人がほとんどいないという状況にあります。

焼津地域あるいはもっと小さい方へいくと、国保に入っている人は逆に資産を持っているよ、となりまして、市町の状況によって、資産割の価値、度合が違います。

そういうのを含めて、国の方から1つの案として出された3方式の方に集約していくという考えがございまして、それを踏まえて、協議の結果としまして、3方式を目指すと決まったと考えています。

ただ実際のところ、すでに県内でも小さい市町になると資産割を廃止するとうちは運営できないよ、その保険料自体が出すことができないよ、と挙げているところがございまして、運用期間といいますか、その期間は今の状況だと伸びると、長くなってしまうのかと。

なかなかまとまりにくい項目の1つなのかなと思います。

29年度もこういうのも含めて、協議対象になると考えています。

議長

ここに書いてありますが、激変緩和の措置をとっていただきたいと思います。

非常に急に（保険税が）高くなったら、一般の加入者も大変ですので、酌量していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(意見等なし)

議長

無いようでございますので、これで説明を終わります。

次に(3)その他に移ります。

事務局から何かありましたら、お願いいたします。



事務局 藤田課長        それではその他について、事務局側から2件報告させていただきます。

まず、健康増進課から国保保健事業として行っております特定健診・特定保健指導につきまして、担当より現状の報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局                    (資料により説明)

茂木委員                1ページ目のところで市町の受診率が載っていますが、袋井市がずっと続けて1位になっています。

袋井市がなんでこういう風に高いのか、例えば焼津市の取り組みとどういったところが違うのか、そういったことは調べられているのでしょうか。

事務局                    平成20年度から特定健診という形になりましたが、それまでは、老人保健法の基本健診という名称でやってまして、(受診率が)高い自治体はその頃から、老人保健法の基本健診のときから高く、集団健診やその地域に出向いた啓発活動をやっていたりとか、30年40年来の保健事業の差が、今出てきているという事態でございます。

個人通知やPR活動については、ほぼ同じです。

議長                      ほかにどうでしょうか。

(意見等なし)

議長                      ありがとうございます。

それでは、課長お願いします。

事務局 藤田課長        それでは続きまして、私の方から1点報告・説明させていただきます。

当運営協議会の委員の皆様任期についてでございます。

当運営協議会の委員の任期は、規定で2年となっております、現在の委員の皆様方は、平成27年4月1日に御就任いただいたという形になっておりまして、この29年3月31日をもって、2年の任期ということで、満了されることになりました。

2年間ありがとうございました。

平成29年4月以降につきましては、各団体から選出いただく委員につきましては、選出団体に対しまして、改めて平成29年4月以降、委員の提出をお願いさせていただきます。

また、当方より個別にお願いをさせていただきました委員の皆様につきましては、改めて御相談をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

報告は以上です。

議長

今報告がありましたように、皆さんの任期は今年の3月31日で2年を迎えるということで、この2年間、委員の皆様には国民健康保険運営協議会の運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で全ての議事が終了しました。

議長

全体をとおしまして何か御質問等ございましたら、出していたきたいと思ひます。

(質問等なし)

議長

これをもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

これにて、平成28年度第2回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

御協力ありがとうございました。

事務局 藤田課長

本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。